

「BSE 発生国からの牛肉等の輸入に関する措置の見直し(案)」に関する意見

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会

(1) 標記の見直しが行われた政治的経過について

- ・ 食品安全委員会・プリオン専門調査会は、「プリオン評価書(案) (牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価)」(以下、評価書)を9月5日にとりまとめ、厚生労働大臣に答申しました。これを受けて、厚生労働省は、「牛海綿状脳症(BSE)発生国からの牛肉等の輸入に関する措置の見直し(案)」(以下、見直し案)を11月20日に公示しました。以下の政治的経過に鑑みれば、この間の検討スケジュールおよびその内容ともに、TPP 参加表明に向けた露払いの性格が色濃いと言わざるを得ず、多くの国民からの不信を招いています。
 - 2011年11月11日に、野田総理大臣は記者会見で、「明日から参加するホノルル APEC 首脳会合において、TPP 交渉参加に向けて関係国との協議に入る」と述べ、13日に APEC 首脳会合でその旨を表明しました。
 - その直前の11月9日に、野田総理大臣は衆院予算委員会で、「(BSE 発生から)ちょうど10年たつなか、しっかりと科学的知見で再評価しようというのが今の日本政府の動きだ」と表明しました。
 - 同年12月19日に、厚生労働大臣は食品安全委員会に対して、牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価を要請しました。
 - 2012年4月30日に、オバマ大統領は日米首脳会談で、「自動車、保険(簡保・共済)、牛肉(BSE 対策)」についての「関心」を表明しました。この3件は、日本の TPP 参加について米国が了承するための条件、いわゆる TPP“入場料”と見られています。
 - 2012年9月5日に、食品安全委員会・プリオン専門調査会は評価書をとりました。
 - 評価書は、パブリック・コメントを経て食品安全委員会に報告され、厚生労働大臣に答申されました。厚生労働省で、ただちに規制緩和の準備手続きが着手され、11月20日に見直し案が公示されました。
 - 評価書ならびに見直し案の内容の問題点については(2)に後述しますが、米国のこの間の対日要求に沿った内容と言わざるを得ません。
 - この間、政府は“入場料”について米国と水面下で交渉を継続しています。2012年12月現在、野田総理大臣は TPP 参加表明の可能性と時期を引き続き探っている状況です。

(2) 見直し案検討の前提とされた評価書の内容について

- ・ 見直し案検討の前提とされた評価書の内容について、以下4つの問題点があります。vCJD(変異型クロイツフェルト・ヤコブ病)は有効な治療法がない致死の病のため、リスク評価はより一層慎重であるべきです。

① 飼料規制への評価について

- ・ 評価書はその「要約」(5頁)で、規制緩和について「現行の飼料規制等のリスク管理を前提とし、(中略)判断した。」としていますが、この前提には以下のとおり問題があります。リスク管理に関す

る前提が机上の空論となり、リスク評価が甘くなる恐れを否定できません。

- ▶ 各国の飼料規制状況について、評価書案の「Ⅱ. BSE の現状 5. 各国の飼料規制」(16～17 頁)に引用されていますが、各国の飼料規制ルールが実際にどのような水準で守られているかについての実態調査の報告は見当たりません。
- ▶ たとえば米国では、牛の SRM(特定危険部位)を反芻動物以外(豚・鶏など)へ給餌することを許容しています。牛の SRM が家畜用飼料として利用され続けているため、牛の SRM 由来飼料の生産・流通・管理・使用の過程で交差汚染が起り、牛に給餌される可能性を否定できません。「2. 米国 (1)飼料規制等の概要 ②飼料規制」(40 頁)では、「と畜場、レンダリング施設、飼料製造施設等において交差汚染の防止対策も講じられている。(参照 13,14)」とありますが、どのような水準で守られているかについての実態調査の報告は見当たりません。その点がリスク評価には反映されていません。

②サーベイランスへの評価について

- ・ 評価書はその「要約」(5頁)で、「BSE 感染状況(中略)を踏まえ、(中略)判断した。」としていますが、サーベイランス(感染状況の監視)に関する判断には以下のとおり問題があります。
 - ▶ 「2. 米国 (2)BSE サーベイランスの状況」(40～42 頁)では、米国で「年間4万頭程度のサーベイランスが実施されている。」と報告されており、「100 万頭に1頭未満の有病率の変化を検出できる水準」と評価しています。
 - ▶ しかし、米国における牛の飼養頭数は約1億頭、と畜頭数は約 3500 万頭/年で、サーベイランス実施率は、と畜頭数の約 0.1%に過ぎません。①に前述のとおり、たとえば米国の飼料規制において交差汚染の可能性が否定できませんが、汚染は均等ではなく偏在して発生すると想定するのが自然です。「100 万頭に1頭未満の有病率の変化を検出できる水準」とは、均等な汚染を前提とした確率論であり、汚染が偏在する場合、0.1%のサーベイランス実施率では漏れが生じる恐れを否定できません。

③トレーサビリティについて

- ・ 評価書は、米国でのトレーサビリティは不十分であると以下のとおり認めており、問題です。
 - ▶ 「V. SRM 及び食肉処理 2. 米国 (3)その他 ②トレーサビリティ」(62～63 頁)で、次のとおりその不十分さが記述されています。

…「米国では歯列判定(中略)により月齢の確認がされる」、「いわゆる第3切歯が萌出しているものを30 か月齢以上とすることが定められている」、「検査員は 1 頭ごとに歯列を確認する必要はない」、「全米家畜個体識別システム(NAIS)(中略)への加入は任意だったため、生産者の参加は 36%程度にとどまっている。」

④評価結果について

- ・ 評価書はその「評価結果」(101 頁)で、国内措置・国境措置ともに、「リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」と結論し、リスク管理(検査対象月齢および SRM の範囲)に関する規制緩和に事実上ゴーサインを出しましたが、より慎重なリスク評価を導くべきであり、規制緩和には賛成できません。
- ・ リスク管理のうち、国境措置について、上記の理由から今後も現状の維持を求めます。
- ・ 国内措置について、現状の維持ならびに現政権公約の実現を求めます。
 - ▶ 与党・民主党は、マニフェスト 2009 のなかで「32. 食の安全・安心を確保する/BSE対策としての全頭検査に対する国庫補助を復活」するとしていますが、現状はその検討さえされていない様子であり、マニフェスト違反の状況です。

(3)見直し案の内容について

- ・今回示された見直し案の前提とされた評価書の内容には、上記(2)のとおり問題が多いと考えるため、見直し案にある検査対象月齢ならびにSRMの範囲の規制緩和について、当会は反対を表明します。
- ・貴省から出された「牛海綿状脳症(BSE)発生国からの牛肉等の輸入に関する措置の見直し(案)の概要」の「3 施行期日等」には、「時期未定(輸出国政府との協議、現地調査等を行った後に施行)」とあります。もし貴省が、今回のパブリックコメントで寄せられるであろう多くの国民の反対の声を省みることなく規制緩和手続きを進めようとするのであれば、日本政府の責任において徹底した現地調査を実施し、国民から寄せられた不安の解消に耐えうる調査結果を国民に対して明示すべきです。

以上